

【別紙1】

平成26年度第3回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	施設名	契約名称	契約金額(円)	契約方式	随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由	随意契約によることとした理由	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
1	横浜労災病院	CT64列(CT-2) 管球交換	17,604,000	随意契約	契約の性質又は目的が競争に適さないとき 【会計細則第52条第6号】	早急に修理が必要であり、また対応可能業者が限られているので、契約の性質又は目的が競争に付することができないため。	・やむを得ない事情である。ただし、当初に計画したイニシャル、ランニングコストに対して実績がどうだったのか検証を行い、機器のライフサイクルコスト等の検討をすること。	・当初に計画したイニシャル、ランニングコストに対して実績がどうだったのか検証を行い機器のライフサイクルコスト等の検討をする。
2	中国労災病院	リニアック治療装置修理	5,616,000	随意契約	災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき 【会計細則第52条第1号】	診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため。	・随意契約の理由は悪化したのであれば緊急性よりもメーカーの専門的技術を要することから競争に適さないとした理由が妥当と思われる適用条項を検討すること。 ・交換修理が想定される場合、予め予定価格の設定に必要となる市場調査等を幅広く実施しておくこと。	・随意契約の理由について再検討する。 ・交換修理が想定される場合、予め予定価格の設定における市場調査等を幅広く実施しておく。
3	長崎労災病院	ボイラー室業務	6,053,400	随意契約	災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき 【会計細則第52条第1号】	主任ボイラー技士の突然の退職により、引継等を考慮した結果、入札に付する暇がなかつたため。	・今回はやむを得ない事情であるが、更新の際には公告すること。	・職員対応から委託業務に移行していく。

【別紙2】

平成26年度第3回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	施設名	契約名称	契約金額(円)	落札率	契約方式	一者応札(応募)だった理由として考えられること	今後、同じ契約を実施する場合の一者応札(応募)対策案	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
1	東北労災病院	公用車 1式	5,184,000	94.7%	一般競争	仕様等に適合する車両を保有する業者が少ないため、一者応札になったものと考えられる。	自動車は複数のメーカーが多様な車種を製造しているため、仕様内容を分かりやすく理解してもらうための例示として車種を記載したが、他の業者の参加が無かつた為あくまで仕様重視である事を明記する。また、他の業者にも積極的に声かけすること。	・仕様書において車種を特定されるような記載は避けて、広く対応可能な業者に案内すること。 ・リースにより調達する場合は、買取りした場合と比較検討しリースを選択した理由を明確にすること。	・仕様書において車種を特定されるような記載は避けて、広く対応可能な業者に案内をする。 ・リースと買取りを比較検討し選択した理由を明確にすること。
2	鹿島労災病院	井水浄水化業務	24,676,558	100.0%	公募	現在設置されている井水浄水化システムの保守業務のみだったためと思われる。	飲料水という性質上、医療機器の保守業務と同様、メーカーや販売設置業者に限られてしまうと思われる。	・長期間の契約は、将来、当該装置の性能が低下した場合、不利になる可能性があるので、適正な契約期間を検討すること。 ・契約条項において途中解約した場合、システムの劣化等先方側の理由でも残余期間の違約金を支払うこととなっているので次回は契約内容の見直しを検討すること。	・適正な契約期間を検討する。 ・契約条項において途中解約した場合、不利にならないよう契約期間や契約内容の見直しを検討する。
3	東京労災病院	高機能省エネ食器洗浄機	10,152,000	99.0%	一般競争	ドイツ、マイコ社の高機能モデルであり現在同等品と呼べる製品が見当たらぬ。国内唯一の代理店であるフジマック(子会社エピック)のみ応札した。.	公告期間を通常より長く設け公募を実施する。	・仕様書に設定している要件が全て必須であるか検討すること。 ・高機能の場合は、高機能が必須である理由を明確にすること。	・仕様書の要件が必須であるか検討する。 ・高機能とした理由を明確にすること。
4	東京労災病院	生理検査部門システム	73,008,000	99.4%	一般総合	必要な仕様を満たす業者が少なかったためと思われる。	公告期間を通常より長く設け公募を実施する。	・総合評価方式の場合も、仕様書においては広く参入できる要素を確保するとともに、プロセスも適切であったか検証すること。	・仕様書が限定的とならないようプロセスを含め検証する。

【別紙2】

平成26年度第3回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	施設名	契約名称	契約金額(円)	落札率	契約方式	一者応札(応募)だった理由として考えられること	今後、同じ契約を実施する場合の一者応札(応募)対策案	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
5	関西労災病院	関西労災病院シャント外来及び中央処置センター設置等工事	70,200,000	98.6%	一般競争	診療を継続しながらの改修工事のため、当院工事関係施行の実績がない業者にとっては施行が難しかったと考えられる。	・十分な公告期間を設け、入札参加資格の要件について検討したい。	・業者が十分な検討ができる公告期間に見直すこと。	・業者が十分な検討ができる公告期間に見直す。

【別紙3】

平成26年度第3回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 2か年度連続一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	施設名	契約名称	契約金額(円)	落札率	契約方式	一者応札(応募)だった理由として考えられるごと	今後、同じ契約を実施する場合の一者応札(応募)対策案	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
1	本部	看護衣等の購入	3,819,107	76.7%	一般競争	入札参加を予定していた業者が入札日前日に原料の確保のめどがつかなったため、参加辞退の申し入れ有り。	公告期間の更なる拡大及び対応可能業者の調査を実施する。	・やむを得ない事情である。	公告期間の更なる拡大及び対応可能業者の調査を実施する。

【別紙4】

平成26年度第3回契約監視委員会事前点検結果【主な見直し事例】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	施設名	契約名称	契約締結 予定日	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の契約 方式を実施する理由等	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
1	福島労災病院	超音波診断装置	平成27年1月	公募	調達品目により、業者が限定されると考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	公募を実施することは妥当と考える。	(公募を実施)	○
2	福島労災病院	AED機能付除細動器	平成27年1月	公募	調達品目により、業者が限定されると考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	公募を実施することは妥当と考える。	(公募を実施)	○
3	北海道中央労災病院	オーダリングシステム 保守業務	平成27年2月	公募	調達品目により、業者が限定されると考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	公募を実施することは妥当と考える。	参加資格要件を拡大する。	
4	東京労災病院	HEPAフィルタ交換作業	平成27年2月	公募	調達品目により、業者が限定されると考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	公募を実施することは妥当と考える。	(公募を実施)	
5	和歌山労災病院	PACS保守	平成27年2月	公募	調達品目により、業者が限定されると考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	公募を実施することは妥当と考える。	公告期間を平日10日から15日に延長する。	
6	和歌山労災病院	放射線治療システム 保守	平成27年2月	公募	調達品目により、業者が限定されると考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	公募を実施することは妥当と考える。	公告期間を平日10日から15日に延長する。	